

# 新館における展示・学習について (案)

資料4 令和5年6月12日(月)  
第9回 魅力ある新国立公文書館の  
展示・運営の在り方に関する検討会

※第8回 魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会 資料3 を基に作成。

## 【整理していく事項】

- 展示の目的
- 展示のターゲット、内容、手法に関する方針
- 常設展示、企画展示、シンボル展示の方針
- 展示5室の活用の方針
- 展示5室以外の活用の方針
- 学習機能の在り方
- 憲政記念館など他の機関との連携
- 展示室等のイメージ
- 展示・学習に関する運営体制、その他の検討事項

# 展示の目的

## 【展示の目的の整理】

- ① 公文書の意義・重要性を伝える。
- ② 公文書を保存し、将来に残す意義・重要性を伝える。  
(※国立公文書館の役割を含む)
- ③ 歴史公文書等を通じて、  
我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える。

# 展示の目的

## 【目的①】 公文書の意義・重要性を伝える。

- ・ 公文書管理は民主主義の基盤であり、国の適切な運営のためにも必要不可欠なもの。「公文書」の重要性そのものに対する理解を深められるセンターであるべき。
- ・ 公文書がどのようなルールに基づいて記録され、残されているかや、記録や文書を基にした政治や行政が行われていることなどが展示に組み込まれていくことが必要である（例えば、閣法の立案から公布・施行されるまでの一連の流れ。）。
- ・ 日本が文書に基づく意思決定をしていること、記録を残す取組をしていること、国民への公開や利用を確保していることを国内や海外に示す必要がある。
- ・ 公文書や公文書館の存在や意義などを学んで、自ら資料にアクセスしていく力をつけてもらえるような仕組みがあるとよい。・ 政策だけではなく、国民生活に深くつながる文書や日本の社会状況を示す様々な資料（統計、データ、映像、写真）が、公文書として記録されていることも重要である。
- ・ 歴史公文書だけではなく、今の公文書を見せる工夫も必要である。

# 展示の目的

## 【目的①】 公文書の意義・重要性を伝える。

### 公文書管理法第1条（目的）

**第一条** この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

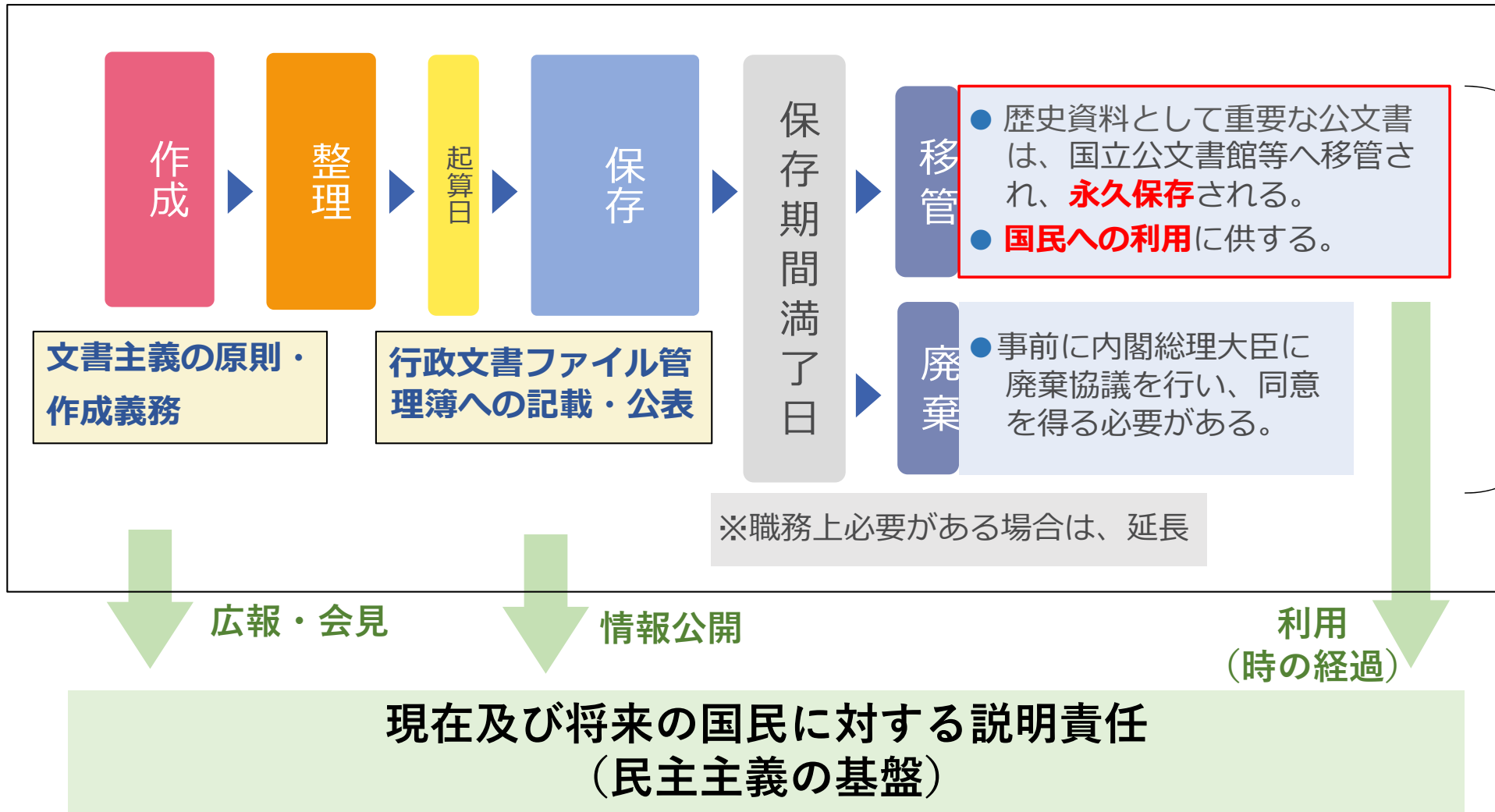
### 公文書管理法第4条（文書の作成）

**第四条** 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

# 展示の目的

【目的①】 公文書の意義・重要性を伝える。

## ＜行政文書のライフサイクル＞



国立公文書館が評価・選別の助言

# 展示の目的

## 【目的②】 公文書を保存し、将来に残す意義・重要性を伝える。

- ・ 将来の国民に対する説明責任として必要である。
- ・ 歴史研究の観点からも重要であり、公文書として記録がなければ、国家の取組が歴史として残らないこともあり、主張もできないこともある。
- ・ 歴史的記録を残していく公文書館の意義、位置づけを展示に組み込んでいくことが必要。アーキビストなど専門職の果たす役割の重要性や、歴史的な資料を守ってきた先人たちを評価し、その努力を広く伝える必要がある。
- ・ 国民生活に深くつながる文書やその時の日本の状態を示す資料（統計、調査、映像、写真）など、幅広い行政活動の記録が残されていることも重要である。
- ・ 資料の来歴（どのような経緯を経て国立公文書館が保有したか）を示すことも重要である。
- ・ また、国立公文書館以外にも、外交史料館、宮内公文書館、国立国会図書館、憲政記念館、地方公文書館など、様々な機関で公文書が保存・利用に供されていることも示すことも重要である。

# 展示の目的

## 【目的③】 我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える。

- ・ 国の三権が集中する国会前庭という立地を踏まえ、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」として機能することを目指す。
- ・ 国立公文書館が伝えるべき日本の歩みとはどのようなものか。明治期以降だけでなく、内閣文庫などの江戸時代以前の文書も用いて、日本の国のかたちなどを示していくべき。※合築される憲政記念館が、明治以降の憲政の歩みを展示することにも留意。
- ・ 国立公文書館が原本を所蔵している文書を展示することに加えて、他の施設の所蔵資料の貸与や複製物と組み合わせることにより、我が国の歴史を分かりやすく伝えるべき。
- ・ 決定した文書だけでなく、そこに至る意思決定過程も示すことも重要である。
- ・ 展示を入口として、国立公文書館等の歴史公文書、地方公文書館等の文書、現用の公文書、国や地方の政治や行政や外交、歴史に関心を広げるような取組や、歴史公文書の検索や利用へとつながっていく取組が必要である。

# 展示のターゲット、内容・手法に関する方針

## 【ターゲット】

- 基本的に大人向けの内容としつつ、幅広い層をターゲットとすることが適切ではないか。
- 小学6年生や中学生・高校生などの国会見学のルートにも組み込まれることを念頭に、こうした層を対象とした見学・学習ルートやプログラムを作る必要がある。
- 障害を持つ方に対する配慮が必要（インクルーシブデザイン）。ワークショップも活用。
- 外国人に対しては、日本の歩みとともに、日本が文書を作成し、保存し、公開していることを示すことが考えられる。
- ゆっくり時間をかけて休みながら見られる工夫も必要。



# 展示のターゲット、内容・手法に関する方針

## 【内容の方針】

- ①「日本の歩み」「公文書の重要性」等を示す常設的・総合的な展示と、②時々のテーマに対応した企画展示・特別展示を実施。また、③中核的な文書である日本国憲法などのシンボルとなる文書を展示。
- 国立公文書館が原本を所蔵する文書以外も活用して展示する。
- 文書だけではなく、デジタル資料、映像、写真など様々な分かりやすい資料を展示（文書だけの展示には一定の限界がある。）。
- 国の活動に関する理解を深めることにつながるよう、体験できる展示（記者会見など）や国の取組に関する物品などの展示も行うべき。
- 日本の歴史について、客観的でフェアで開かれた展示を行う。過去の戦争、植民地支配、その後の対話や和解の過程なども含めてフェアに示すことで、我が国が近隣諸国との対立ではなく、対話や和解に取り組んできたことを示すべき。

# 展示のターゲット、内容・手法に関する方針

## 【手法の方針】

- 展示が＜学び＞＜理解＞＜関心＞につながることが重要。
- 歴史公文書等や公文書の重要性、感動、面白さなどを感じてもらう。
- 特に重要な公文書は、重みを感じさせる厳粛なしつらえや保存との両立も重要。
- 映像資料・文字説明・音声解説・引き出しの活用・デジタルコンテンツ・関連物品などにより、公文書を多角的に展示し、理解の広さ、深さにつなげる。
- 説明員の解説の有無や質によって理解が大きく深まる。カギとなる展示には、ガイドツアーや音声解説があることが望ましい。
- 「Less is more」という考え方もある。
- 対立ではなく、対話を生み出すような開かれた展示も必要。
- 5室あることから、部屋・スペースごとにより、様々な展示手法・展示空間を作れるのではないか。

# 展示のターゲット、内容・手法に関する方針



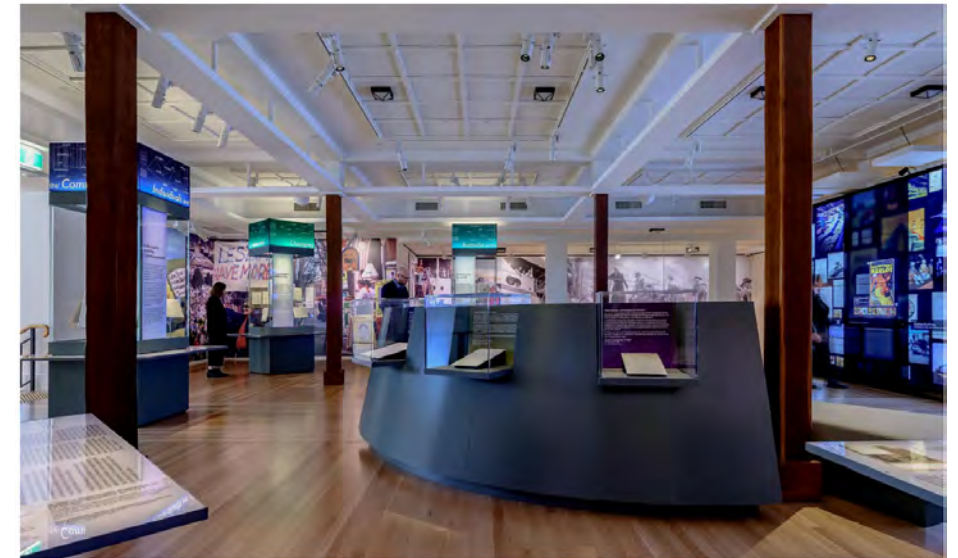
米国国立公文書館 Public Vaults  
<https://museum.archives.gov/public-vaults>



英国国立公文書館 The Cabinet Table  
<https://www.nationalarchives.gov.uk/about/visit-us/whats-on/exhibitions/the-cabinet-room-table/>



米国国立公文書館 Rotunda for the Charters of Freedom  
<https://prolumeled.com/portfolio/item/rotunda-for-the-charters-of-freedom/>



豪州国立公文書館 常設展示「Connection」  
Designed and Fabricated by Thylacine Design for the National Archives of Australia  
<https://www.thylacine.com.au/who-what/national-archives-of-australia/?portfolioCats=32%2C26%2C15%2C16%2C17%2C29%2C4>

# 展示のターゲット、内容・手法に関する方針

## 【デジタル技術の活用について】

- デジタル技術について、例えば、以下のような活用が考えられる。
  - ・ デジタル化されたコンテンツを閲覧できる展示ツール
  - ・ 展示している文書の補足説明する付随的ツール
  - ・ 自らが興味を持った情報を深掘りし、理解を深めるインタラクティブなツール
  - ・ VR技術など、疑似体験できるツール
- デジタル技術については、公文書の意義・重要性・内容などをより広く、より深く伝えるための手段として、積極的に活用していくべき。諸外国の公文書館もデジタル展示を積極的に活用。公文書そのもののデジタル化が進んでおり、また、展示スペースも拡充。
- デジタル展示の推進により、デジタルアーカイブが充実し、国立公文書館を訪問が難しい人も、展示を見ることができるようになる。展示の中で実際に検索・閲覧することで、今後の利用につながる。
- デジタルは、目的ではなく手段。展示ツールとしてふさわしい適切な技術を活用。デジタル技術は日進月歩で、陳腐化も早く、維持・更新の負担も大きくなる可能性がある。一部に最新のものを取り入れつつ、汎用性の高いものを活用していくのが適當。
- 現在の国立公文書館の展示においても、デジタル展示の効果的な活用について、試行的な検討を進めていくことも考えられる。

# デジタル展示の活用例



トヨタ博物館 動く年表ヒストリーロード



アドミュージアム コレクションテーブル



米国国立公文書館 インタラクティブテーブル

<https://museum.archives.gov/records-rights>



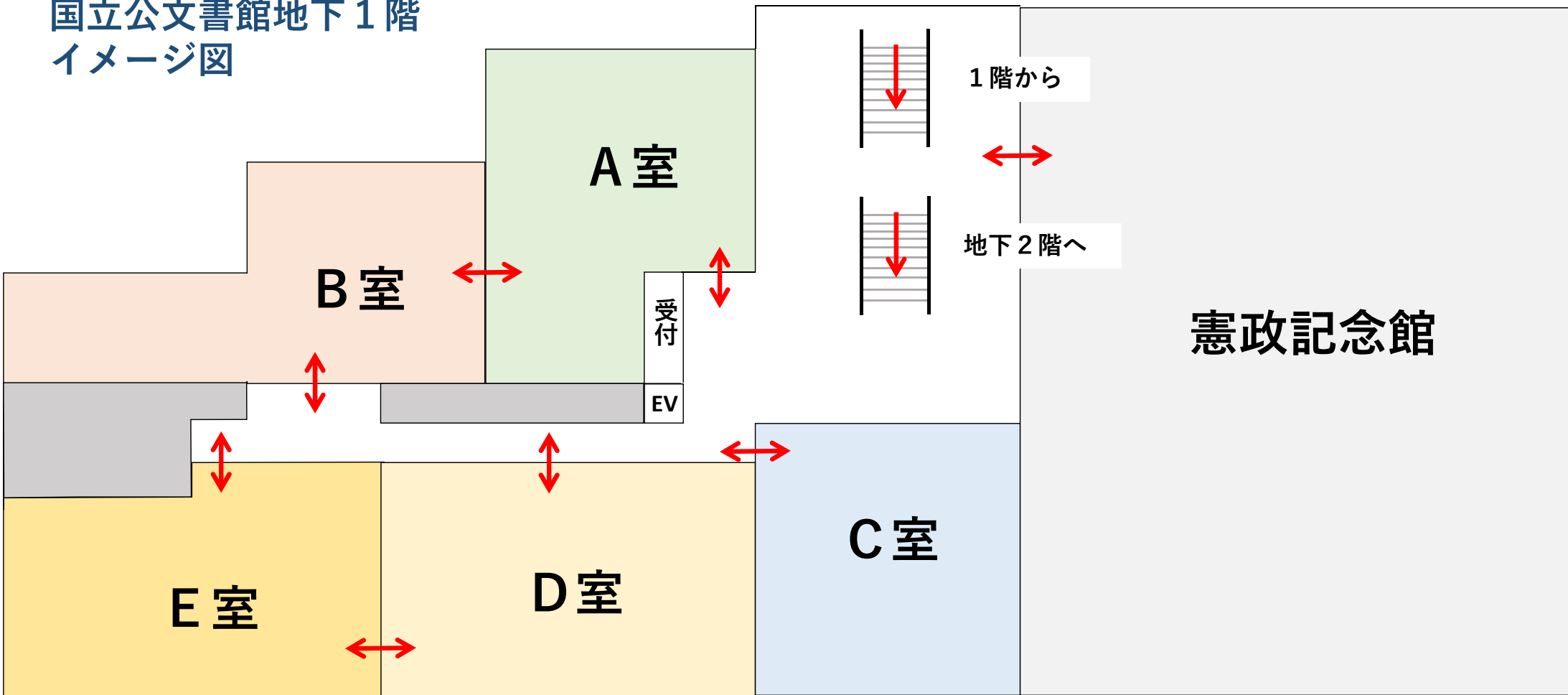
豪州国立公文書館 常設展示「Connections」

Designed and Fabricated by Thylacine Design for the National Archives of Australia Photography by Ben Guthrie  
<https://www.thylacine.com.au/who-what/national-archives-of-australia/?portfolioCats=32%2C26%2C15%2C16%2C17%2C29%2C4>

# 展示5室の活用の方針

地下1階の展示用5室で合計約2000㎡。（現在は400㎡）

国立公文書館地下1階  
イメージ図



# 展示5室の活用の方針

各展示室	展示の目的	主なテーマ
シンボル (C室)	①公文書の意義・重要性	・日本のあゆみを伝える 象徴的な文書
常設 (A/B室)	②公文書を保存し、将来に残す意義・重要性	・公文書管理制度や仕組み等 ・公文書館(国・地方)の役割・業務 ・他機関との連携
	③歴史公文書等を通じて我が国の歴史や政策の成り立ち	・日本のあゆみ (前近代～現在) ・テーマ別展示
企画 (D/E室)	③‘多様な切り口から日本の歴史・文化を伝える展示	・企画展示 ・他機関との連携企画

- 1階の来館者用スペースや体験支援室における展開とも連携

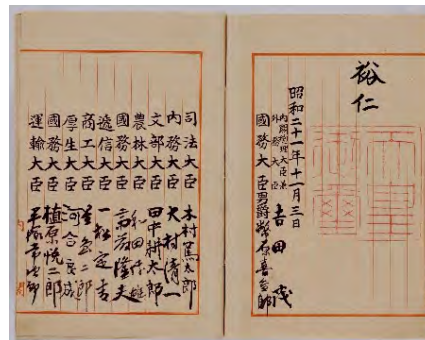
# 展示5室の活用の方針

## 【シンボル展示室（C室）】

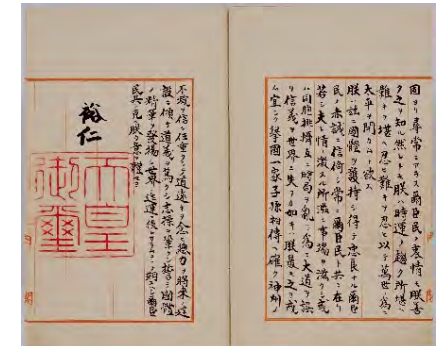
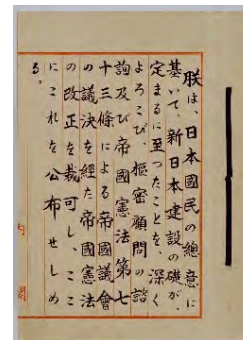
- C室が、憲政記念館と国立公文書館の境目に位置し、日本国憲法等の文書を展示するのにふさわしい。日本国憲法等の原本は、保存の観点から、特別な時期に展示することとしてはどうか。
- 地下1階に階段を降りる際に最初に見える部屋でもあり、憲法を保存する厳粛さに加え、国立公文書館らしさを示す印象に残るしつらえが必要ではないか。
- 概要
  - ・ 静謐な雰囲気、照度は低く
  - ・ 展示する資料数は少なく
  - ・ 原本展示は期間限定
- 展示資料



・ 大日本帝国憲法



・ 日本国憲法



・ 終戦の詔書



# 展示5室の活用の方針

## 【常設展示室（A/B室）】

- 動線が連続する2室（A室、B室）を常設展示とすることが適当ではないか。
  - 現物（原本・複製）の展示、デジタル展示、体験展示・映像・写真などを活用。現物中心の展示とデジタル中心の展示で2室を分けるか、混在する形とするか。室単位での切分けではなく、ゾーン単位で現物中心の展示とデジタル中心の展示を行うことも考えられるか。
  - 概要
    - ・ 常設展示冒頭に
      - ②公文書を保存し将来に残す意義・重要性を伝える展示を配置し、続くエリアは、
        - ③歴史公文書等を通じて、我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える展示を配置することを想定する。
    - ・ ②部分はパネル、模型等を充実させ、③部分は「日本のあゆみ」をベースに検討。
  - 動線
    - ・ ③エリアは、壁面は主に時系列（前近代→現代）で展示し、展示室中央部分は分野別に整理し自由に観覧できる展示構成とする。
- 展示室入口や受付周辺、階段等のスペースを用いた導入エリアも活用

# 展示5室の活用の方針

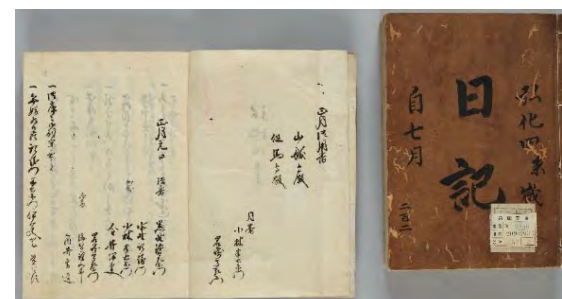
## 【企画展示室（D/E室）】

○ 展示の切り替えの利便性も踏まえ、矩形の2室（D室、E室）を活用。

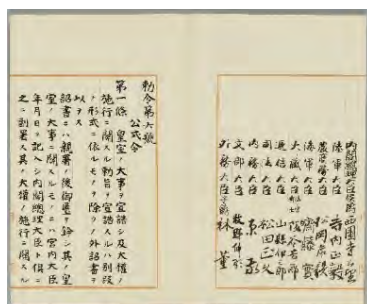
○ 展示資料の例



・ 御実紀



・ 御書物方日記



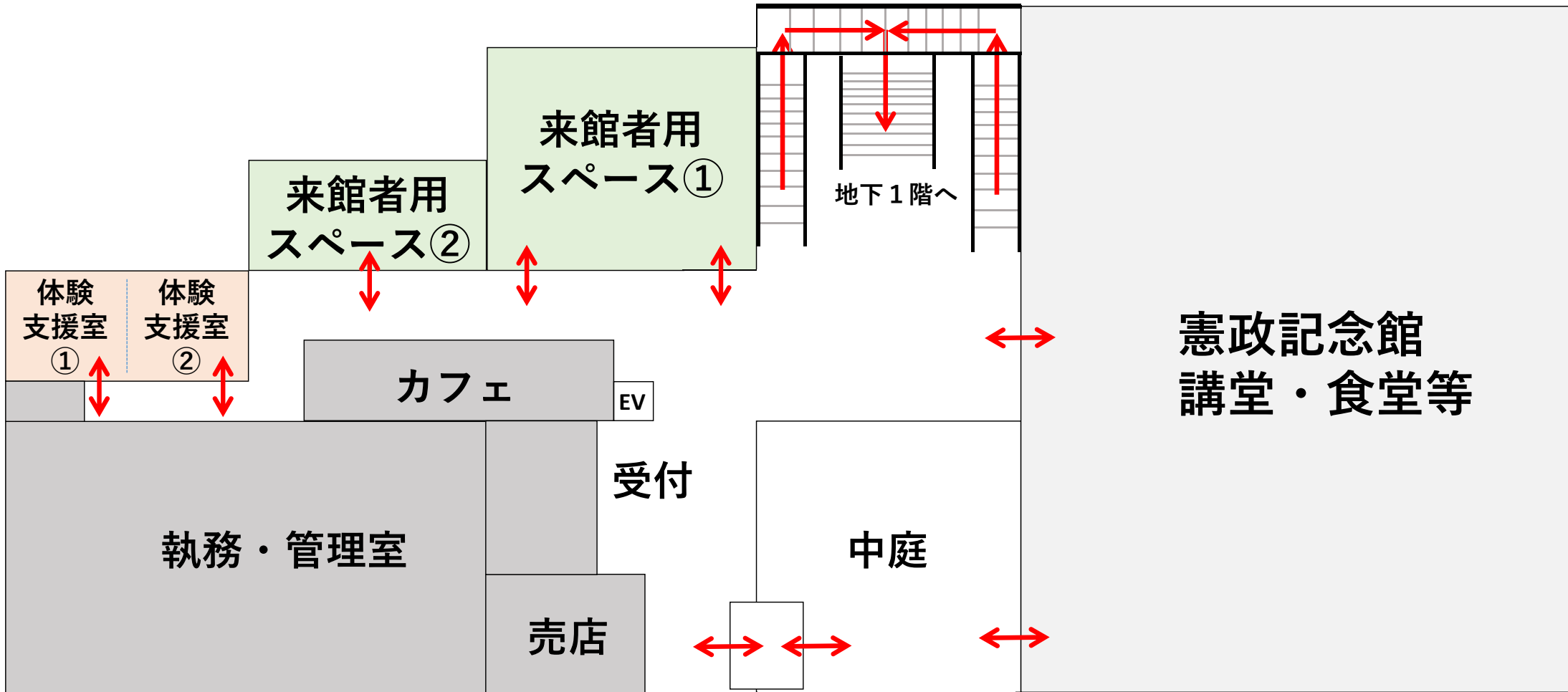
・ 公式令



・ 公文書館法

# 展示5室以外の活用の方針

## 国立公文書館1階 イメージ図



# 展示5室以外の活用の方針

## 【来館者用スペース①②】

- カフェ利用者用スペース、修学旅行等団体利用者用スペースとして必要なスペースを確保しつつ、以下のような仕組みなどを設けてはどうか。
  - ・ 公文書に関心を持ってもらえるような仕組み（同スペースでのミニ展示等）
  - ・ 地下1階の展示などを案内する仕組み
  - ・ 国立公文書館の役割やアーキビストの取組を伝える動画の配信
  - ・ デジタルアーカイブに触れることができる設備

## 【体験支援室①②】

- 以下の活用方法が考えられるか。
  - ・ 保存・修復体験プログラム
  - ・ アーキビストがどのような業務を担っているのかを体験できるプログラム
  - ・ 現用の公文書がどのように作成されていくかを学ぶことができるプログラム
  - ・ 歴史公文書に関連した問を設け、来館者自らが考えるプログラム

※その他研修や連携・交流スペースとしての活用も検討

# 学習機能の在り方

## 【現在の取組の充実・拡充】

- 企画展・特別展について、「学習者が身近に感じることのできる公文書」のバリエーションの増加、最新の技術を用いたプログラム、企画に併せた学習機会の提供、年齢層などのターゲットに特化した企画などに取り組んではどうか。
- 書庫等の見学会など、館内見学等学習プログラムを充実させるべきではないか。
- 教員等を対象とした歴史公文書等の教育活動への活用のための講習会の拡充を図るべきではないか。
- 中学校等からの依頼に基づいた出張講義について、その機会の拡充に取り組んではどうか。
- 中高生の授業で利用できる教員向けの学習プログラム（現状、「日本のあゆみ」の中からテーマを選定し、教員用の手引きを作成。）について、更なる充実を図るべきではないか。
- アジア歴史資料センターの「アジア歴史ラーニング」や「社会科授業用資料リスト」のノウハウを活用した学習の検討を進めるべきではないか。

# 学習機能の在り方

## 【新たな国立公文書館の開館を見据えた取組】

- 小学6年生や中学生・高校生などの国会見学のルートにも組み込まれることを念頭に、こうした層を対象とした見学・学習ルートやプログラムを実施してはどうか。
- 1階の体験支援室を活用した修復体験を始めとする各種プログラムに取り組んでどうか。
- シアタールームにおける上映等プログラムについても充実させるべきではないか。
- 体験型展示（記者会見、閣議室など）を通じたプログラムを実施してはどうか。
- 1階の来館者用スペースの活用を含め、公文書の意義・重要性などを伝える解説ツールなどを充実させた展示を行ってはどうか。
- こうした展示やプログラムなどを利用し、また憲政記念館とも連携したターゲット別の見学コースも検討するべきではないか。

# 憲政記念館など他の機関との連携

## 【憲政記念館との連携】

- 来館者は国立公文書館と憲政記念館を一つの施設として認識する可能性があり、重複を避けつつ、全体として魅力的な展示としていくべき。
- 憲政記念館が明治以降の憲政の歩みを展示することを踏まえつつ、憲政記念館の見学と一体となった見学コースの検討を行うべきではないか。
- 憲政記念館との保有資料の貸し借りなどでも連携を図るべき。

## 【地方公文書館、海外国立公文書館などとの連携】

- 地方公文書館などと連携した特別展・企画展を実施するとともに、地方公文書館等への出張展示にも積極的に取り組んではどうか。
- 地方公文書館などが行う展示の好事例を横展開するスキームなどについても検討してはどうか。
- 特別展・企画展において、大学院生、若手研究者、プログラマーなどの協力を得て、展示関連のアプリケーションの開発を含めたアジャイルな展示の開発。
- 平成27年春のJFK特別展、平成29年秋のデンマーク特別展など、引き続き特別展の開催等について取り組むとともに、海外国立公文書館における特別展の企画等を含め、海外国立公文書館などとの連携を図るべきではないか。

# 展示室等のイメージ（第7回・第8回の議論を中心に）

## 【展示で示すべきもの】

- 公文書の重要性などを展示していくことが最も重要だが、公文書だけに偏ることなく、日本の文化や伝統なども示していくべきではないか。
- 内閣文庫なども展示し、明治以前の我が国の歴史や領域なども示すべきではないか。長い歴史の中でどのように国が成り立ってきたかを示すべき。
- 国の民主主義の歩み、政治・行政府が行ってきたことを有識者がチェックする機能があることを発信する展示が大事ではないか。
- 歴史総合などでも「問」があって、それに「資料」が答える形になっており、こうした流れを踏まえた展示を考えていくべきではないか。
- 海外の方に開かれた展示にするべき。歴史観が違う国からの来館者でも対話を早発するような展示を考えるべき。
- 日本の歴史について、客観的でフェアで開かれた展示を行う。過去の戦争、植民地支配、その後の対話や和解の過程なども含めてフェアに示すことで、我が国が近隣諸国との対立ではなく、対話や和解に取り組んできたことを示すべき。



# 展示室等のイメージ（第7回・第8回の議論を中心に）

## 【展示のスペース・構造・設備】

- 海外国立公文書館のように、展示密度を抑え、スペースを大胆に使ってはどうか。
- 原物（レプリカ）展示、デジタル展示など、部屋やゾーンごとにカラーがあったほうがよいのではないか。
- 中央部分などに展示の概要を示し、そこを見れば、興味のあるゾーンに向かうことができる構造にしてはどうか。
- 概観できる展示は大事である一方、じっくりと資料を見られる展示も大事。短時間で概観を見学できるコースとじっくりと見学できるコースの双方があるべきではないか。
- 展示においては時の経過による陳腐化は避けられないので、常設展示を含め一定の機関が経過したら更新が必要になるという前提に立ち、柔軟な利用ができる空間設計とするべきではないか。

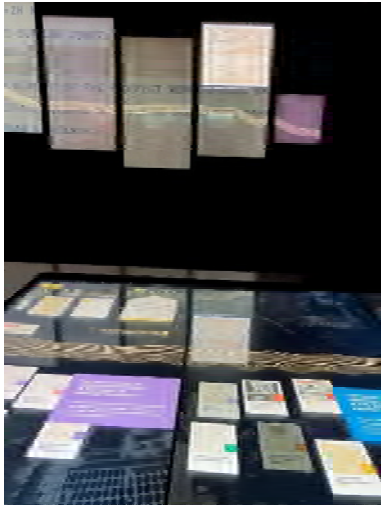
# 展示室等のイメージ（第7回・第8回の議論を中心に）

## 【展示における工夫・仕組み】

- デジタル機器に過度に頼ることなく、原物（レプリカ）を展示することも必要ではないか。
- 展示のストーリーに即した形で、レプリカ、デジタル素材、立体物の模型なども用いた展示を行うべきではないか。
- 一目見て概観が分かるように、アナログの展示を充実させ、深掘りをしたい方向けや多言語対応のためにデジタル機器を活用してはどうか。
- クイズなどを含めた音声ガイドアプリケーションなどを用意し、来館者自身に考えてもらうような主体的な関心を高める仕組みがあってもよいのではないか。
- 教科書の記述と併せて、その根拠となる公文書を展示することで、興味・関心を引くのではないか。
- インクルーシブデザインワークショップ、デプスインタビューなどを通じてユーザーの声を拾い上げてみてはどうか。来館者の属性に応じたペルソナ分析も必要ではないか。

# 展示室等のイメージ（第7回・第8回の議論を中心に）

- ・ 壁面を活用したデジタル機材等の導入



インタラクティブテーブルと壁面のデジタルサイネージが連動

- ・ 小型携帯端末等を活用した、来館者に合わせたナビゲーションシステム



多言語での解説に対応



- ・ 造作やグラフィック等による壁面の活用



造作にデジタルを取り込んだ例

- ・ 修復前公文書等を活用した、被災自治体における修復等の紹介



- ・ 複製模型等を活用したハンズオン展示



- ・ 再現セットや動画を用いた没入体験コーナー



米国国立公文書館 Public Vaults  
<https://museum.archives.gov/public-vaults>

# 展示・学習に関する運営体制、その他の検討事項

## 【企画展のスケジュール】

- 令和10年度末の開館に合わせて、新たな国立公文書館の開館にふさわしい特別展・企画展を2室（D室、E室）において実施すべきではないか。

## 【国立公文書館の体制】

- 国立公文書館の運営体制の充実・強化について、検討を本格化するタイミングではないか（参考：「新たな国立公文書館に向けた「機能」と「体制」の充実・強化に関する緊急要請」（令和5年5月25日世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟））。
- 常設展・特別展・企画展について、研究や企画立案調整を行う専門的な担当を置くべき。

## 【その他の検討事項（今後検討）】

- ・ 平日遅い時間、土日、有料・無料
- ・ 展示における個人情報、著作権、肖像権の取扱い
- ・ 展示のための積極収集

等